ロ　デリバティブ取引等（自己資本比率告示第五十六条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

ハ　レポ取引等に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）

ニ　オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

二　金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ　金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

ロ　金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。）の保有額

ハ　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

ニ　金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

三　金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ　金融機関等からの預金及び借入金の額並びにコミットメントの未引出額

ロ　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

ハ　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

四　発行済有価証券の残高

五　直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

六　信託財産及びこれに類する資産の残高

七　直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額